

四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部
紀要に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部（以下、「本学」という。）の研究水準向上と教育の質的向上とを期するため発行する「四天王寺大学紀要」（以下、「紀要」という。）に関する基本的事項を定める。

(名称)

第2条 紀要の名称は、「四天王寺大学紀要」（Shitennoji University Bulletin）とする。

(投稿資格)

第3条 紀要に投稿できる者は、本学専任教職員および非常勤講師等とする。

2 資格の詳細に関しては、「紀要投稿規程」に定める。

(投稿原稿)

第4条 投稿原稿の種別は、(1)論文、(2)研究ノート、(3)実践研究、(4)資料紹介、(5)翻訳、とする。

2 投稿の詳細に関しては、「紀要投稿規程」に定める。

(紀要編集委員会)

第5条 紀要の編集は、「紀要編集委員会規程」による委員会が行う。

(著作権)

第6条 著作権は、執筆者によって保持される。

2 ただし、本学ホームページ、四天王寺大学機関リポジトリでの複製及び公衆送信を本学に対して許諾したものとみなす。

(所管)

第7条 この規程の所管は、図書館課が行う。

(その他)

第8条 本規程に定めるもののほか、紀要に関する必要事項については、別に定める。

附則

本規程は、令和5年1月1日に施行する。なお、紀要第72号より適用する。